

# 報酬額表 (1)

## 行政書士法 10 条の 2 第 1 項に基づく報酬額表

個々の事案により内容に相違がありますので業務受託前にお見積りいたします。

法定費用（公証人手数料、印紙税、登録免許税など）は別途ご負担となりますのでご注意ください。

また、争訟性および裁判に関する業務は取り扱うことができませんのでご了承くださいますようお願いいたします。

※参考：弁護士法第 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

面談相談料	一般論の相談は無料 個別具体的事例では有料となります 30 分 3,000 円 1 時間 5,000 円
契約書・書類作成 議事録作成 各種契約書 覚書・念書などその他書類	15,000 円～ 債権額の 8%(最低額 15,000 円) 10,000 円～
遺言書作成 起案または作成指導 起案および作成指導 公正証書遺言手続き	30,000 円～ 50,000 円～ 70,000 円～
内容証明郵便 作成相談料 作成 作成および提出 告訴状	面談相談料に準ずる 20,000 円～（相談料込） 25,000 円～ 70,000 円～

げんめい行政書士事務所 秋山元明  
〒366-0818 埼玉県深谷市萱場 243 番地 3  
TEL 048(577)3615 FAX 048(577)361  
E-mail [info@genmeisolicitor.com](mailto:info@genmeisolicitor.com)

## 報酬額表 (2)

### 行政書士法 10 条の 2 第 1 項に基づく報酬額表

個々の事案により内容に相違がありますので業務受託前にお見積りいたします。

法定費用（公証人手数料、印紙税、登録免許税など）は別途ご負担となりますのでご注意ください。

<b>裁判外紛争処理手続制度の利用支援</b>  利用相談 申込書類作成 事実調査 内容証明による調停出席請求	  ～1 時間 5,000 円 1 件 30,000 円～ 30,000 円～ 内容証明の項を参照
<b>公正証書の原案作成</b>  公証人手続	  債権額の 8% (最低額 30,000 円)

※裁判外紛争処理手続制度の利用支援については埼玉県に在住などの制限があります。

こちらをご参照ください→ <http://www.genmeisolicitor.com/adr.html>

げんめい行政書士事務所 秋山元明  
〒366-0818 埼玉県深谷市萱場 243 番地 3  
TEL 048(577)3615 FAX 048(577)361  
E-mail [info@genmeisolicitor.com](mailto:info@genmeisolicitor.com)

平成 26 年 12 月 1 日公表